

岩手県告示第107号

自然環境保全地域の指定（平成8年岩手県告示第549号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 自然環境保全地域に含まれる土地の区域</p> <p><u>岩手郡滝沢村鵜飼字臨安</u>102番5並びに102番4の一部、102番6の一部、102番7の一部、102番8の一部、102番74の一部、102番75の一部、102番76の一部、102番78の一部、102番185の一部、102番230の一部及び102番452の一部並びに<u>滝沢山上岩手山</u>268番6の一部（別紙図面のとおり。）</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県<u>環境保健部自然保護課</u>及び<u>盛岡地方振興局総務部</u>並びに<u>滝沢村役場</u>に備えておいて縦覧に供する。</p>	<p>2 自然環境保全地域に含まれる土地の区域</p> <p><u>滝沢市鵜飼臨安</u>102番5並びに102番4の一部、102番6の一部、102番7の一部、102番8の一部、102番74の一部、102番75の一部、102番76の一部、102番78の一部、102番185の一部、102番230の一部及び102番452の一部並びに<u>上岩手山</u>268番6の一部（別紙図面のとおり。）</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県<u>環境生活部自然保護課</u>及び<u>盛岡広域振興局保健福祉環境部</u>並びに<u>滝沢市役所</u>に備えておいて縦覧に供する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	